

令和7年12月25日開催

令和7年度
燕市農業委員会第9回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第9回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日(木曜日)
午後1時30分～午後1時59分
2. 開催場所 燕市役所 つばめホール
3. 出席委員 (26名)

1番 小川 芳秀	11番 矢澤 実	21番 五十嵐 博子
2番 片桐 正敏	12番 荻原 一郎	22番 笹川 勇雄
3番 和田 正春	13番 藤田 浩介	23番 小杉 祥子
4番 遠藤 忠夫	14番 長谷川 治仁	24番 三浦 哲郎
5番 瀬戸 一義	15番 山浦 博	25番 澁木 誠治
6番 阿部 恵作	16番 志田 晃	26番 江口 保
7番 山田 直子	17番 大矢 陽子	
8番 岩野 稔	18番 玉木 美奈子	
9番 山崎 登美雄	19番 澤口 隆行	
10番 江辺 耕一	20番 土田 喜七	
4. 欠席委員
欠席 0名
欠員 0名
5. 会議日程
 - (1) 開会
 - (2) 議事録署名委員の選任
 - (3) 会長報告
報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について
報告第30号 農地転用事実確認願について
報告第31号 農地の転用事実に関する照会について
報告第32号 農地等の現況に係る照会について
報告第33号 地域計画変更(案)に関する意見について
 - (4) 議事

- 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 37 号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 40 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に
関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 係長 小林 孝裕

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

11 番 矢澤 実 12 番 荻原 一郎

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席はありません。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 26 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 9 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 11 番 矢澤 実 委員及び</p> <p>議席番号 12 番 荻原 一郎 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 29 号から第 33 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 29 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について」であります。各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 116 番 笈ヶ島字西川原の畑、計 2 筆、115 m²、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>小作権の解約は、1 件、2 筆、115 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 117 番 吉田宮小路字藤島の田、1 筆、5,241 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は、1 件、1 筆、5,241 m²となります。</p>

事務局	<p>続きまして、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 118 番 東太田字下新道、他の田、計 8 筆、4,065 m²、中間管理事業へ移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>農協転貸の解約は、19 件、61 筆、69,951 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 137 番 佐善村新田字佐善浦の田、計 3 筆、9,000 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>中間管理事業の解約は、27 件、76 筆、122,439 m²となります。</p>
事務局	<p>合意解約の総合計は、48 件、140 筆、197,746 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 30 号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 5 番 砂子塚字屋敷廻の畑、計 2 筆、1,769 m²、転用目的は整備用車両置場、現況地目は雑種地、証明番号年月日は燕農委第 73 号、令和 7 年 11 月 17 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 31 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 15 番 小関字江東の田、計 2 筆、1,974 m²、現況地目は非農地、雑種地、転用許可等の有無は有り、平成 3 年 10 月 25 日、新潟県指令巻農地第 8502 号、農地法第 5 条、倉庫建築敷地、用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号 16 番 庚塚字村下割の畑、1 筆、38 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し、許可を得ることが必要であるが許可を得ておらず、農地台帳に記載されているため、転用申請が必要であると回答しました。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 32 号「農地等の現況に係る照会について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 下粟生津字上組の田、1 筆、241 m²、現況は農地、転用許可等の有無は無し、使用収益権に関する許可については農地法第 3 条、賃借権、令和 7 年 11 月 28 日、買受適格証明書の要否については要。農用地区域であ</p>

	ります。
事務局	<p>続きまして、会長報告第 33 号、「地域計画変更（案）に関する意見について」であります。</p> <p>地域計画変更（案）について、農政課より意見聴取がありました。</p> <p>申請番号 40 番から 46 番の計 22 筆、3,360 m²について、燕市農業委員会事務局規程の事務局長専決により意見なしの旨、回答いたしましたので報告いたします。</p>
事務局	説明は以上です。
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。</p> <p>質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。
議長	それでは、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。
事務局	<p>受付番号 49 番 花見字堤下の田、計 4 筆、3,420 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 50 番 上河原字中江の田、1 筆、7,449 m²、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>以上、こちらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本件については去る 12 月 18 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

<p>土田委員長</p>	<p>12月18日、午後1時30分より、市役所3階301会議室で、第2事前審査委員会、出席委員13名による審査を行いました。審査の結果、「農地法第3条の規定による許可申請について」2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第37号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第37号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号10番 桜町字居掛の畑、1筆、32㎡、当初計画では市道への寄付採納による残置として取得しましたが、承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の3頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
<p>土田委員長</p>	<p>審査の結果「農地転用事業計画変更承認申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

	(質疑なし)
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 7 番 佐渡字寄合割の田、計 2 筆、1,270 m²、転用目的は共同住宅 14 戸及び駐車場 21 台。令和 8 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4 頁をご覧ください。</p> <p>生計の安定を図るため、共同住宅 14 戸及び駐車場 21 台を建設するものです。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果「農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 39 番 八王寺字堤外の畑、計 2 筆、227 m²、転用目的は工事車両進入路、契約内容は賃貸権、令和 8 年 3 月 31 日までの一時転用。位置図、土地利用計画図は議案資料の 5 頁をご覧ください。</p> <p>西蒲原土地改良区の揚水機場工事に伴い、河川への重機進入路として使用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 40 番 桜町字居掛の田畑、計 4 筆、149 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 8 年 6 月 25 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の 3 頁へお戻りください。</p> <p>事業計画変更 10 番で説明した案件であります。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが、手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 41 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、347 m²、転用目的は宅地分譲 3 区画。契約内容は売買、令和 8 年 3 月 31</p>

	<p>日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の6頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおりますが、当該地と隣接している宅地を一体利用し、宅地分譲3区画として整備するものです。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号42番 吉田鴻巣字大坪の畑、1筆、52㎡、転用目的は駐車場8台。契約内容は売買、令和8年3月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料7頁をご覧ください。</p> <p>隣接地にアパートを所有しておりますが、既存の駐車場が使用できなくなるため、当該地と隣接している宅地を一体利用し、駐車場8台として整備するものです。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
議長	<p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本件についても第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果「農地法第5条の規定による許可申請」4件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 40 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 40 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。
事務局	貸借設定の 10 年の促進計画であります。 番号 1 番に始まり、番号 303 番まで計 43 件、303 筆、516,606.30 m ² 、設定期間は令和 18 年 3 月 31 日までの 10 年になります。
事務局	9 年の促進計画であります。 番号 304 番、1 件、1 筆、5,241 m ² 、設定期間は令和 17 年 3 月 31 日までの 9 年になります。
事務局	8 年の促進計画であります。 番号 305 番に始まり、番号 306 番まで 2 件、2 筆、16,488 m ² 、設定期間は令和 16 年 2 月 5 日と令和 16 年 3 月 31 日までの 8 年になります。
事務局	7 年の促進計画であります。 番号 307 番、1 件、1 筆、1,021 m ² 、設定期間は令和 15 年 3 月 6 日までの 7 年になります。
事務局	6 年の促進計画であります。 番号 308 番、1 件、1 筆、3,000 m ² 、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 6 年になります。
事務局	5 年の促進計画であります。 番号 309 番に始まり、番号 361 番まで 11 件、53 筆、91,086 m ² 、設定期間は令和 13 年 3 月 5 日と令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年になります。
事務局	続きまして、貸借の移転であります。

	<p>番号1番に始まり、番号33番まで2件、計33筆、33,628㎡、残期間は令和17年3月31日までの9年になります。</p>
事務局	<p>番号34番に始まり、番号39番まで2件、計6筆、7,578㎡、残期間は令和14年3月4日と令和13年11月30日までの6年になります。</p>
事務局	<p>番号40番に始まり、番号43番まで1件、計4筆、4,084㎡、残期間は令和12年12月31日までの5年になります。</p>
事務局	<p>番号44番に始まり、番号46番まで1件、計3筆、1,207㎡、残期間は令和11年12月31日までの4年になります。</p>
事務局	<p>番号47番に始まり、番号55番まで1件、計9筆、7,910㎡、残期間は令和11年3月5日までの3年になります。</p>
事務局	<p>番号56番に始まり、番号73番まで1件、計18筆、15,860㎡、残期間は令和9年3月6日までの1年になります。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、貸借設定の番号3番から19番、貸借移転の番号1番に遠藤委員、貸借設定の番号9番から14番、293番から297番に志田委員、156番から166番に長谷川委員、334番から339番に五十嵐委員の案件があります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である貸借設定の番号3番から19番、9番から14番、156番から166番、293番から297番、334番から339番、貸借移転の番号1番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画について、関係委員の案件40筆を除く、394筆について、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件 40 筆を除く 394 筆について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件 40 筆を除く 394 筆について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 4 番 遠藤 忠夫委員、14 番 長谷川 治仁委員、16 番 志田 晃委員、21 番 五十嵐 博子委員は退室願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 1 時 56 分)</p>
議 長	<p>関係委員の案件である 40 筆について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、関係委員の案件である 40 筆について、意見は特になかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後 1 時 58 分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、意見は「特になし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 40 号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会 9 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 1 時 59 分)</p>
------------	--

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第 14 条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総 会 議 長

議事録署名委員

議事録署名委員
